

千葉県子ども・子育て支援事業支援計画 における今回会議の協議事項

第 1 章 教育・保育等の推進

第 1 節 県区域の設定

県は、「教育・保育の量の見込み【需要】」と「実施しようとする教育・保育の確保の内容とその時期【供給】」を定める単位となる区域（以下「県設定区域」という。）を定める。

なお、「県設定区域」は、第 3 節に定める、県の認可・認定に関する需給調整の判断基準となる。



千葉県の区域設定についてどのように設定するか。

※資料 2・3 参照

第 2 節 教育・保育の量の見込みと、提供体制の内容・実施時期

各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項は、次のとおりとする。

1 各年度における教育・保育の量の見込み【需要】

教育・保育の量の見込みの基本的考え方を記載

2 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期【供給】

実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期における基本的考え方を記載

平成 29 年度末までに、1 により定めた各年度の量の見込み【需要】に対する教育・保育施設及び保育事業を整備することを目指す

3 県設定区域別【需要】【供給】一覧

県設定区域ごとに、各年度における教育・保育の見込み（必要利用定員総数）、提供体制の確保、その実施時期の表を作成し記載（1 と 2 をまとめた表）



県内の量の見込み（市町村報告分積み上げ）について確認等。

※資料4参照

第3節 県の認可及び認定に関する需給調整の考え方

1 基本的な考え方

需給調整の基本的な考え方を記載

需要（量の見込み） > 供給（利用定員の総数） ⇒ 原則認可・認定

需要（量の見込み） < 供給（利用定員の総数） ⇒ 需給調整

※利用定員の総数には、確認を辞退した幼稚園を含む

2 本計画に含まれない施設の認可・認定

本計画に「実施するもの」として定められている施設・事業所の認可・認定が行われる前に、計画に含まれない施設から認可・認定の申請があった場合の考え方を記載。

3 幼稚園・保育所が認定こども園に移行する場合

既設の幼稚園・保育所が認定こども園に移行する場合、認定こども園への移行を促進するため、各区分の「量の見込み」が充足されている場合であっても、「県計画で定める数」に達するまでは認可・認定を行う。

4 特定教育・保育施設に該当しない幼稚園

確認を辞退する幼稚園（私学助成を受ける幼稚園）が当該県設定区域にある場合、当該施設の定員等を、区分1（＝満3～5歳、学校教育のみ）の利用定員数に加える。

～国の指針～

・知事は、教育・保育施設の認定又は認可の申請があったときは、当該認可又は認定の申請に係る教育・保育施設が所在する県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設の利用定員の総数（1号子どもに係るものに限る。）及び特定教育・保育施設に該当しない幼稚園の利用定員の総数の合計が、県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（1号子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該認可若しくは認定の申請に係る教育・保育施設の設置によってこれを超えることになると認める場合は、教育・保育施設の認可又は認定をしないことができる。

・千葉県の需給調整の基本的な考え方



・計画に含まれない教育・保育施設等の認可・認定の考え方

・認定こども園に移行する場合の需給調整について

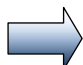
※資料2・5参照

第4節 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

- 1 認定こども園の普及に関する基本的な考え方
- 2 幼稚園教諭及と保育士の合同研修に対する支援等、都道府県が行う支援策
- 3 教育・保育の役割提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策
- 4 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互連携の推進方策
- 5 認定こども園・幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

第5節 教育・保育者等の確保及び資質の向上

- 1 教育・保育者の確保及び資質の向上のために講ずる研修等の実施
- 2 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の養成及び就業の促進等
- 3 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の具体的な必要見込み人数とその確保方策
- 4 保育教諭の促進（幼稚園教諭免許・保育士資格の片方のみを有する者の併有促進）についての対象者への周知
- 5 国の施策も活用した保育士人材の確保
- 6 国の施策を活用した幼稚園教諭の人材確保及び資質の向上
- 7 研修の実施方法及び実施回数等を定めた研修計画の作成、研修受講者の記録の管理等

 教育・保育者等の確保及び資質の向上について現在の県の事業実施状況

※資料6参照

第6節 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し